



環境・くらし

不法投棄は「しない・させない・許さない」

問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・21111 (内線3306)

■安易に土地を貸さない

山林、農地、空き地などに廃棄物が投棄されたり、車からゴミがポイ捨てされるといった廃棄物の不法投棄事案があるとを絶ちません。また、土地所有者が安易に土地を貸してしまつた結果、大量の廃棄物が持ち込まれたり、質の悪い残土などが持ち込まれるといった事案も多数発生しています。

このような不法投棄事案は、何といつても未然に防止することが重要です。そのためにも、土地の所有者・管理者の皆さんには、安易に土地を提供し、結果として違法行為の助けをす



ることにならないようご注意ください。

■不法投棄には罰則があります
不法投棄は、非常に罪が重く、法律では個人の場合「5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金」また、法人の場合で悪質なケースは、「3億円以下の罰金」が規定されています。

土地の所有者・管理者の皆さんは、日頃より土地の見回りや柵の設置を行うなど、未然防止に努めるようお願いいたします。さらに、廃棄物の不法投棄は、他

人の土地はもとより、自分の土地であっても許される行為ではありません。

「しない・させない・許さない」を合言葉に、市と市民の皆さんが一体となって不法投棄の未然防止に取り組むようご協力をお願いいたします。

■不法投棄している現場を見かけたら不法投棄110番へ！
◎不法投棄110番 ☎120みんなでもらなくみはれ536・380

▼受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分 (受付時間外は警察まで)
【お問い合わせ先】
県廃棄物対策課 ☎029・301・3033



お知らせ

「都市計画」の住民説明会を開催します

問 谷和原庁舎都市計画課

☎58・21111 (内線5103)

市では、「都市計画マスタープラン」および「立地適正化計画」の2つの計画の策定作業を進めています。

都市計画マスタープランとは、将来都市像や都市づくりの方針、地域別のまちづくりの方針を示すものです。また、立地適正化計画とは、少子高齢化社会に対応した安心できる健康で快適な生活環境と持続可能な都市経営を考えていく計画です。

このたび、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の素案を作成しました。

この計画素案の内容を説明するため、住民説明会を開催します。申し込み不要で、どなたでも参加できます。

■住民説明会 (日時・会場)

○11月23日(出) 午前10時～正午

谷和原公民館

○11月24日(回) 午前10時～正午

伊奈公民館

給食を試食してみませんか？

問 学校給食センター ☎52 - 2338 (内線7213)

11月は地産地消強化月間です。学校給食センターでは、給食に地場産物を活用し、子どもたちに安心・安全な給食を提供しています。

地産地消強化月間推進事業として、「施設見学・試食会」を開催しますので、皆さんも子どもたちが食べている給食を食べてみませんか。

- ▶日時：11月21日(木)・22日(金) 午前10時～正午
 - ▶場所：学校給食センター (中原11番地)
 - ▶対象者：市内在住・在勤の方
 - ▶定員：1日あたり30人 (先着順)
 - ▶費用：250円/1食
 - ▶献立：麦ごはん、牛乳、鶏肉のおろしソースかけ、ごまあえ、つくばみらい市産野菜たっぷりみそ汁、県産さつまいもの一口ようかん
- ※献立は変更になる場合があります。
- ▶申込期間：11月5日(火)から電話で申し込みを受け付けます。
 - ※定員になり次第締め切り。
 - ▶持ちもの=箸・スプーンなど

